

# 令和8年度 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 初級パラスポーツ指導員養成講習会 実施要項

1. 目的 地域、スポーツ施設、団体および学校等において、障害者スポーツの普及・指導の核となるパラスポーツ指導員の養成を行い、障害者スポーツの振興を図ることを目的とする。
2. 主催 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会
3. 後援 公益財団法人日本パラスポーツ協会
4. 実施日 ① 講習 令和8年7月18日(土)、7月19日(日)、7月20日(祝・月)  
② 実習 「障がいのある人との交流」  
全日程の受講に加え、以下のスペシャルスポーツの広場に係員として、下記会場にて1回の参加が必要になります。  
令和8年8月1日(土)～令和8年12月5日(土)までの  
スペシャルスポーツの広場(9:15～12:30)
  - ・ 東近江市総合運動公園布引体育館 : ① 8/ 1 (土)
  - ・ 栗東市栗東市民体育館 : ② 8/22 (土)
  - ・ 湖北THGツインアリーナ : ③ 9/12 (土)
  - ・ 東近江市総合運動公園布引体育館 : ④ 10/ 3 (土)
  - ・ 彦根市プロシードアリーナHIKONE : ⑤ 12/ 5 (土)
5. 講習会場 滋賀県立障害者福祉センター  
(草津市笠山八丁目5-130 電話077-564-7327)
6. 受講資格 ① 滋賀県内に在住、在勤、在学の18才以上(令和8年4月1日現在)の方で、障害者のスポーツ・レクリエーション活動の発展・振興に意欲を持つ方。ただし、学生の方は、すでにパラスポーツパートナーに登録されて、ボランティア活動の実績がある方に限らせていただきます。なお、パラスポーツ指導者資格取得認定校で資格取得に向け、履修している方は受講できません。  
② 修了者については、「公益財団法人日本パラスポーツ協会初級パラスポーツ指導員」(資格登録)および「一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会パラスポーツパートナー」(ボランティア登録)の両方に登録し、障害者スポーツイベント等に協力が可能な方。
- ③ 受講(講習・実習)当日、無断欠席をされない方。
7. 定員 36名 (定員を超える場合は抽選とする)
8. 受講料 無料  
但し、
  - ① 令和9年度公益財団法人日本パラスポーツ協会初級パラスポーツ指導員の初年度申請登録費(9,300円)
  - ② 令和8年度一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会パラスポーツパートナー会費(年会費1,000円※1)  
合計10,300円を最終日に徴収する。※パラスポーツパートナー会費は令和8年度未登録の場合のみ徴収する。

9. 申込方法 受講申込書に必要事項を記入の上、令和8年6月30日（火）15時までに  
(必着) 下記まで郵送または、FAX、E-mail等にて申込みすること。  
※FAXにて申込みの場合は、送信後必ず電話にて確認すること。  
また、申し込み後しばらく(約一週間)しても返信、案内等がない場合について電話等で確認すること。

申込先 〒520-0807  
大津市松本一丁目2-20 農業教育情報センター内  
(一社)滋賀県障害者スポーツ協会事務局 (担当 大前)  
TEL 077-522-6000 FAX 077-521-8118  
E-mail [info@shigassk.net](mailto:info@shigassk.net)

10. 講習内容 別添「初級パラスポーツ指導員養成講習会 日程」による

11. その他
- ① 全課程修了者に修了証を授与する。
  - ② 修了には3日間全講義の受講と、2時間の実習「障がいのある人との交流」が必要となる。  
(1講義でも遅刻・欠席した場合は修了できない)
  - ③ 水分、昼食、筆記用具を持参すること。  
※実技実施日は、トレーニングウェア・体育館シューズ・タオル・着替え等持参すること。
  - ④ 参加者には、傷害保険を主催者において一括加入する。

以上